特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
海老名市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名
神奈川県海老名市長

公表日
令和4年9月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 1　特定教育・保育施設等を利用するための支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 2　特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 3　特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 4　教育・保育施設を利用した保護者への給付管理を行う。 5　市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
保育所情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一第8,9,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第8条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ②【別表第二における情報照会の根拠】 第8.13.16.116の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第12条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　保育・幼稚園課　保育・幼稚園係
②所属長の役職名	保育・幼稚園課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4542

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部保育・幼稚園課　〒243-0422　神奈川県海老名市中新田377 電話　046(235)4824

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	評価書名	保育所に関する事務　基礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書	事後	
平成28年9月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	海老名市は、保育所に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	海老名市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
平成28年9月15日	Ⅰ－1 ①事務の名称	保育所に関する事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	
平成28年9月15日	Ⅰ－1 ①事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、児童福祉法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①保育所入所・退所の申請等受付、決定事務 ②世帯状況，世帯員の税額等を参照し，徴収基準表をもとに保育料を決定，徴収	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 1　特定教育・保育施設等を利用するための支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 2　特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 3　特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 4　教育・保育施設を利用した保護者への給付管理を行う。 5　市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞	事後	
平成28年9月15日	Ⅱ－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ②【別表第二における情報照会の根拠】 13.16の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第12条	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし ②【別表第二における情報照会の根拠】 第8.13.16.116の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第12条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	Ⅱ-3 法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表第一第8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年９月10日内閣府・総務省令第５号）　第8条	番号法第９条第１項　別表第一第8,9,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年９月10日内閣府・総務省令第５号）　第8条	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施期間における担当部署　①部署	保険福祉部　子育て支援課　保育・幼稚園係	保健福祉部　保育・幼稚園課　保育・幼稚園係	事後	機構改革による課名変更に伴う
平成30年4月1日	5.評価実施期間における担当部署　②所属長	子育て支援課長　告原　幸治	保育・幼稚園課長　安齊　浩史	事後	機構改革による課名、課長名変更に伴う
平成30年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	海老名市保健福祉部子育て支援課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話046(235)4824	海老名市保健福祉部保育・幼稚園課　〒243-0422　神奈川県海老名市中新田377 電話　046(235)4824	事後	機構改革による課名、所在地変更に伴う
平成31年4月1日	5.評価実施期間における担当部署　②所属長の役職名	保育・幼稚園課長　安齊　浩史	保育・幼稚園課長	事後	
令和4年1月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和3年8月30日　時点	事後	